

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 道路法施行令の一部改正

一 道路の占用入札における占用料の額の最低額の算定方法について定めるものとする。

(第十九条の三の二関係)

二 道路管理者が総合評価占用入札を行う場合の手続について定めるものとする。

(第十九条の三の三関係)

三 国土交通大臣の権限のうち、占用料の額の最低額の下限の額を定める権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任しないものとする。

(第三十九条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

第二 道路整備特別措置法施行令の一部改正

一 料金により償う会社管理高速道路の管理に要する費用の範囲に、占用入札を行う事務に係る事務取扱費用を追加すること。

(第五条関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第三 附則

一 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 その他所要の改正を行うものとする。